4　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

5～7　（略）

8　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9　（略）

10　座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第32条　年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた２個の取付部で構成される取付装置をいう。）、「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車（第５条第１項第４号から第６号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。）について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

2　年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の５第３項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

（自動車の騒音防止装置）

第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～四　（略）

4　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

5～7　（略）

8　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9　（略）

10　座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第32条　年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた２個の取付部で構成される取付装置をいう。）、「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車（第５条第１項第４号から第６号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。）について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

2　年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の５第３項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

（自動車の騒音防止装置）

第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～四　（略）